

【制定趣旨】 災害対策基本法第32条第1項に規定する職員の災害派遣手当及び武力攻撃事態等に おける国民の保護のための措置に関する法律第154条に規定する職員の武力攻撃災害 等派遣手当の支給に関して必要な事項を定めるため、当該条例を制定しようとするもの。

【根拠法令】 地方自治法第204条第2項、地方公務員法第24条第6項ほか

【制定内容】 手当の額

利用施設の区分	公用の施設又はこれ	その他の施設
本市の区域内	に準ずる施設	(1日につき)
に滞在した期間	(1日につき)	
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

備考 この表において、「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、旅館業法 (昭和23年法律第138号)第2条に規定するホテル営業及び旅館営業 の施設以外の施設をいう。

「滞在した期間」 職員が本市の区域内の滞在地に到着した日から、同地を出発した日の前日までの期間

【施行期日】 公布の日